

平成30年5月9日 県民交流課 担当：高橋 外線 076-225-1365 内線 3816
--

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）としての認定について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のNPO法人を「認定NPO法人」として認定した。

平成24年4月1日に認定事務の所轄庁が国税庁長官から都道府県知事及び政令指定都市の長に移管されてから、石川県では9団体目の認定となる。

1 認定団体の概要

- ・名 称 特定非営利活動法人 珠洲デカ曳山保存会
- ・代 表 者 平藏 歳吉
- ・事 務 所 珠洲市宝立町柏原9字12番地2
- ・目 的 この法人は、昭和33年まで存在した珠洲の伝統文化であるデカ曳山の復活と保存を図ることにより、子孫への伝承に努め、都市住民および県内外の珠洲出身者との交流を促進し、誇りある地域を創造することを目的とする。

2 認定の有効期間

平成30年5月8日 ～ 平成35年5月7日（5年間）

（参考）

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていると認めた法人をいい、法人への寄付や法人による収益事業について税制上優遇される制度。

平成24年4月1日からパブリック・サポート・テスト（広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準）などの認定要件が緩和された。